

全体財務書類に係る「注記」

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和 59 年度以前に取得したもの……………再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

イ 昭和 60 年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

② 無形固定資産……………原則として取得原価

ただし、取得原価が不明なものは、再調達原価としています。

なお、一部の連結対象団体（地方公営企業会計）においては、原則、取得原価としています。

(2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的有価証券……………該当する事項はありません。

② 満期保有目的以外の有価証券

ア 市場価格のあるもの……………該当する事項はありません。

イ 市場価格のないもの……………取得原価（又は償却原価法（定額法））

③ 出資金

ア 市場価格のあるもの……………該当する事項はありません。

イ 市場価格のないもの……………出資金額

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

個別法による低価法

(4) 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

・建物 15年～50年

・工作物 10年～60年

・物品 4年～15年

② 無形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法

（ソフトウェアについては、本町における見込利用期間（5年）に基づく定額法によっています。）

③ リース資産

該当する事項はありません。

(5) 引当金の計上基準及び算定方法

① 投資損失引当金

該当する事項はありません。

② 徴収不能引当金

未収金については、過去5年間の平均不納欠損率により徴収不能見込額を計上しています。
長期延滞債権については、過去5年間の平均不納欠損率により徴収不能見込額を計上して
います。

長期貸付金については、該当はありません。

③ 退職手当引当金

期末自己都合要支給額に、退職手当債務から千葉縣市町村総合事務組合への加入時以降の
負担金の累計額から既に職員に対し退職手当として支給された額の総額を控除した額に、組
合における積立金額の運用益のうち長南町へ按分される額を加算した額を控除した額を計
上しています。

④ 損失補償等引当金

該当する事項はありません。

⑤ 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見
込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(6) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引

該当する事項はありません。

イ ア以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

② オペレーティング・リース取引

該当する事項はありません。

(7) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（要求払預金）

なお、現金には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(8) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

ただし、一部の連結対象会計については、税抜方式によっています。

2 重要な会計方針の変更等

該当する事項はありません。

3 重要な後発事象

該当する事項はありません。

4 偶発債務

該当する事項はありません。

5 追加情報

(1) 連結対象会計

会計名	区分	連結の方法	比例連結割合
国民健康保険特別会計	特別会計	全部連結	—
介護保険特別会計	特別会計	全部連結	—
後期高齢者医療特別会計	特別会計	全部連結	—
農業集落排水事業特別会計	特別会計	全部連結	—
ガス事業会計	地方公営企業会計	全部連結	—

連結方法は次のとおりです。

- ① 特別会計は、すべて全部連結の対象としています。
- ② 地方公営企業会計は、すべて全部連結の対象としています。

(2) 出納整理期間

地方自治法第 235 条の 5 に基づき、出納整理期間を設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

(3) 表示単位未満の取扱い

千円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

(4) 売却可能資産の範囲及び内訳は、次のとおりです。

ア 範囲

売却可能資産の範囲は、普通財産のうち活用が図られていない公共資産としています。

イ 内訳

事業用資産（土地） 25,011千円

平成 29 年 3 月 31 日時点における売却可能価額を記載しています。

売却可能価額は、減価償却は行いませんが固定資産税評価額を基とした時価評価を行っています。